自転車用幼児座席に乗せることができる子供の年齢制限が拡大されました

★改正の内容

※千葉県道路交通法施行細則改正（令和3年4月12日施行）

自転車の幼児用座席は、これまで「6歳未満」の子供しか乗車できませんでしたが、6歳の誕生日を迎えた後も、「小学校就学の始期に達するまで」乗車することができるようになりました。

※「小学校就学の始期に達するまで」…6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで

★乗車できる年齢

保育・就学等	幼稚園・保育園など		小学校
年齢	5歳	誕生日 6歳	入学 6歳
改正前	乗せることができる	乗せられない	乗せられない
改正後	乗せることができる	乗せることができる	乗せられない

★子供を乗せるときのルール

自転車は原則として運転者以外の者の乗車が禁止されています。
ただし、以下の場合は、例外的に運転者以外の子供を乗車させることができます。

①16歳以上の運転手が幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）1人を幼児用座席に乗車させる場合

②16歳以上の運転手が幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合

③16歳以上の運転手が、6歳未満の者1人をヒモなどで確実に緊縛し背負っている場合（②に該当する場合を除く）

子供は2人まで

○　安全のため、ヘルメットを着用しましょう。
○　自転車用幼児座席は、製品ごとに上限体重や目安身長が定められていますので、使用前に必ず確認しましょう。

千葉県警察